

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 0 号
件 名	高齢者，国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進の意見書の提出について
要 旨	<p>後期高齢者医療制度に対する高齢者や国民の不安の声を受けて，厚生労働省の「高齢者医療制度改革会議」は，昨年 12 月に「高齢者のための新たな医療制度等についての最終とりまとめ」を公表しました。この「新制度案」は，「75 歳以上の 1,200 万人が加入する国保は都道府県が財政運営して「医療費は別勘定」と高齢者，国民が問題にした部分をそのまま温存する内容となっています。</p> <p>また，国民の 30% が加入する国保制度は，「全国で 459 万世帯，国保世帯の 20% が保険料滞納」(新潟県全体では 17.3%，平成 22 年 6 月)に象徴されるように制度自体の危機が深刻さを増しています。国は「国保制度改革」として，国保の運営を市町村から都道府県とする「国保の広域化」を進めようとしています。「国保の広域化」は，保険料の上昇や住民サービスの低下につながり，県内市町村担当者からも疑問の声が上がり，新聞アンケートでも多くの知事が「国保の広域化で国保の構造的課題は解決しない」といった否定的な意見を述べています。</p> <p>また，来年度改定の介護保険制度については，昨年 11 月に厚生労働省・社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度見直しに関する意見」が公表されましたが，「軽度の要介護者を介護保険サービスから除外」「ケアプランの有料化」等の利用者負担増とサービス外しに対して，利用者の反対や政府，与党の中でも疑問の声が起こっています。</p> <p>安心して医療や介護が受けられることが国民の切実で最も大切な願いです。国民の命と健康にかかわる下記の緊急な事項の実現に国が責任を持って施策推進に当たっていただけるよう，地方自治法第 99 条に基づき，関係機関に対して意見書を提出していただくことを陳情するものです。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 2 月 23 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 2 月 18 日 第 5 8 8 号

記

- 1 高齢者の新たな医療制度について
年齢による差別と保険料が自動的に上がる仕組みを残す制度づくりはやめること。
75歳以上の高齢者への資格証の発行はしないこと。
70歳から74歳の医療費の2割負担への引き上げをやめること。
- 1 国保制度について
国保制度への国庫負担をふやし、高過ぎる国保料を引き下げる
こと。
「国保の広域化」問題については、自治体や国民の声をよく
聞くこと。
市町村で「国保法第44条に基づく一部負担金の減免制度」の
実施が取り組めるよう国の財政援助を強めること。
- 1 介護保険制度について
国庫負担をふやし、利用者の負担軽減、必要な介護が受けら
れる介護制度にすること。
特別養護老人ホーム等の介護施設をふやし、入所待機者の解消に
努力すること。